

第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成24年11月21日(水)午後2時00分

場 所 津市久居南庁舎 3階 301・302会議室

出席部会委員

25大井	<small>おおい</small>	かずし	一司	26笠井	<small>かさい</small>	かつみ	克己	27鈴木	<small>すずき</small>	てるまさ	照正	28田口	<small>たぐち</small>	慶則
29堀川	<small>ほりかわ</small>	ただしげ	忠重	30諸戸	<small>もろと</small>	よしあき	善昭	31田中	<small>たなか</small>	たけつぐ	竹次	33守山	<small>もりやま</small>	孝之
35池田	<small>いけだ</small>	まさし	昌司	36森田	<small>もりた</small>	まさたか	正孝	38中川	<small>なかがわ</small>	かずお	和雄	39萩野	<small>はぎの</small>	忠司
40向田	<small>むかいだ</small>	ただみ	忠美	48渡邊	<small>わたなべ</small>	てるかず	晃一							

以上14名

欠席部会委員 37赤堀 嘉夫・42片岡 眞郁

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・市川調整担当参事・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 29堀川 忠重・33守山 孝之

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、早速ですが、農地部会を開会させていただきます。 本日、欠席委員は赤堀委員と片岡委員です、よろしくお願いします。 それでは、第11回第2農地部会を開会させていただきます。 議事に入ります前に、議事録署名者を指名させていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>33番 守山委員、29番 堀川委員、ご両人よろしくお願いします。 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第6号につきまして、事務局から一括して報告願います。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1、地区 栗葉、借り人____、貸し人____、申請地 稲葉町坊ヶ谷____番、台帳地目・現況地目とも田、面積757㎡。これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。その他、2番から9番についても、同じく利用権設定を合意解約したものでございます。</p> <p>以上件数は9件で、17,034㎡、その内容は田でございます。 恐れ入ります、2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、地区 久居、届出者____、届出地 須ヶ瀬町長畑____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積948㎡外1筆で、合計1,010㎡。取得年月日 平成24年8月4日、取得事由は、____からの相続で、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号2、地区 久居、届出者____、届出地 久居相川町西花領下____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積194㎡外1筆で、合計974㎡、取得年月日 平成24年5月27日、取得事由は、____からの相続で、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号3、地区 久居、届出者____、届出地 久居旅籠町____番、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積482㎡、取得年月日は平成24年8月22日、取得事由は、____からの相続で、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号4、地区 榊原、届出者____、届出地 榊原町枇杷掛____番、台帳地目・現況地目とも田、面積82㎡外6筆で合計2,688㎡、取得年月日は平成23年6月25日、取得事由は、____からの相続で、あっせん等の希望はございません。</p> <p>番号5、地区 高岡、届出者____、届出地 庄田町池尻____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積306㎡外9筆で合計7,175㎡、取得年月日は平成22年2月12日、取得事由は、____からの相続で、あっせん等の希望はございません。</p> <p>以上、件数は5件で12,329㎡、内容は、田7,331㎡、畑</p>

4, 998㎡でございます。

恐れ入ります、4ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、届出者____、届出地 川方町里ノ内新畑____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積767㎡。これにつきましては、届出者は届出地において建売分譲住宅を建設しようとするものでございます。市街化区域であり、また届出に係る要件を具備していますことから、届け出を受理いたしましたものでございます。

番号2、地区 久居、届出者____、届出地 川方町里ノ内____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積234㎡外2筆で合計547.3㎡。これにつきましては、届出者は届出地において駐車場用地及び農業用倉庫用地として整備したものでございます。市街化区域であり、また、始末書も提出され、届け出に係る要件を具備していますことから、届け出を受理いたしましたものです。

報告第3号は以上2件で1,314.3㎡、その内容は畑でございます。

恐れ入ります、5ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、譲受人____、譲渡人____、届出地 久居元町北出____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積298㎡。これにつきましては、譲受人は譲渡人より当該土地を譲り受け、一般個人住宅を建設しようとするものでございます。市街化区域であり、また届出に係る要件を具備していますことから、届出を受理したものでございます。

番号2、地区 久居、譲受人____、譲渡人____、届出地 久居元町北出____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積376㎡。これにつきましても、譲受人は譲渡人より当該土地を譲り受け、宅地分譲2区画を整備しようとするものでございます。市街化区域であり、また届け出に係る要件を具備していますことから、届け出を受理いたしましたものです。

以上、件数は2件で674㎡、その内容は畑でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借り人____、貸し人____、届出地 戸木町東出____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,000㎡外1筆で合計2,000㎡。これにつきましては、借人は貸人より届出地を賃貸借し、隣地の既設店舗を増設しようとするものでございます。市街化区域であり、また届出に係る要件を具備していますことから、届出を受理したものです。

以上、件数は1件で、2,000㎡、その内容は田でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、地区 栗葉、譲受人____、譲渡人____、面積9,164㎡、申請地 久居一色町馬屋敷____番、地目 畑、面積386㎡、取得年月日 平成2年7月12日。これにつきましては、申請地は平成2年7月12日、譲渡人から売買により譲受け、以来、畑として耕作を営んできたものでございます。

以上、件数は1件で386㎡、その内容は畑でございます。

以上で報告案件の説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。

それでは、次に議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。お願ひします。

事 務 局

恐れ入ります、8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、譲受人____、面積12,230.21㎡、譲渡人____、面積12,230.21㎡、申請地 久居野口町____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積204㎡外1筆で合計1,334㎡。

これにつきましては、高齢で営農を縮小しようとする譲渡人が、営農を継続しようとする譲渡人の子である譲受人へ生前部分贈与しようとするものでございます。

番号2、地区 久居、譲受人____、面積18,080.49㎡、譲渡人____、面積18,080.49㎡、申請地 久居野村町権田____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積578㎡外1筆で合計915㎡。

これにつきましても、高齢で営農を縮小しようとする譲渡人が、営農を継続しようとする譲渡人の子である譲受人へ生前部分贈与しようとするものでございます。

番号3、地区 倭、譲受人____、面積6,781㎡、譲渡人____、面積1,241㎡、申請地 白山町南出南浦____番、台帳地目・現況地目とも田、面積839㎡。

これにつきましては、高齢による労働力不足で後継者がいないため営農を縮小しようとする譲渡人が、農業経営規模を拡大しようとする譲受人に譲渡しをするものでございます。

番号4、地区竹原、譲受人____、面積5,030㎡、譲渡人____、面積5,823.61㎡、申請地 美杉町竹原中ノ垣内____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積612㎡。これにつきましても、高齢による労働力不足で後継者がいないため営農を縮小しようとする譲渡人が、農業経営規模を拡大しようとする譲受人に、譲渡をするものでございます。

番号5、地区 太郎生、譲受人____、譲渡人____、面積7,291㎡、申請地 美杉町太郎生江後____番、台帳地目・現況地目とも田、面積19㎡外8筆で合計5,000㎡。

これにつきましては、高齢で営農を縮小しようとする譲渡人が、営農を継続しようとする譲渡人の子である譲受人へ生前部分贈与しようとするものでございます。

以上、合計件数は5件で合計8,700㎡、その内訳は、田3,047㎡、畑5,653㎡でございます。

以上、議案第1号の何れの案件につきましても、農業を真面目に行い、また、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。
事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

田口委員

28番 田口です。1番と2番と。ただいま事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございます。
3番をお願いします。

森田委員

36番 森田です。14日の午後に地元委員3名と事務局とで現地確認を行いました。場所は、165号線に_____がございますが、_____から久居に向かって国道を_____ぐらい、そこから南へ_____ぐらいのところでございます。特に、事務局説明のとおりでございました。問題ございませんので、よろしくお願いいいたします。

議 長

ありがとうございます。
4番、お願いします。

萩野委員

39番 萩野でございます。案件は事務局のとおりでございますので、間違いはございません。何とぞよろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございます。5番、お願いします。

中川委員

38番 中川でございます。今、内容につきましては、事務局の説明どおりでございます。場所は下太郎生地内、_____は_____にお住まいで、時々帰られて管理されていますので、何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

よろしいですか。
それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。
続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

恐れ入ります。10ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 久居、申請者_____、申請地 久居井戸山町大口_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積637㎡。

これにつきましては、昭和30年頃、農地法手続きを行わずに申請地に離れを建設し、母屋と一体利用をしてしまったもので、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大三、申請者_____、申請地 白山町二本木柏原_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積2,950㎡のうち324㎡。

これにつきましては、申請者は本年10月13日、農地法手続きを行わずに申請地に農業用倉庫を建設してしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 倭、申請者_____、申請地 白山町上ノ村川久保_____番、台帳地目 畑、現況地目 道路、面積36㎡外4筆で合計1,964㎡。

これにつきましては、申請者は申請地に農地法手続きを行わず、昭和50年頃、一般個人住宅及び農業用倉庫を建設し、一部を進入路として使用、また昭和40年頃及び平成16年頃に申請地に植林をしてしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 竹原、申請者_____、申請地 美杉町竹原寺谷_____番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積29㎡外3筆で合計534㎡。これにつ

きましては、申請者は昭和55年ごろから、農地法手続きを行わずに申請地に植林をしてきてしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件で3,459㎡、その内訳は、田878㎡、畑2,581㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、現地に立会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

笠井委員

26番 笠井です、去る11月14日、農業委員、事務局職員と現地調査をさせていただいております。場所は_____の梨畑がありますが、それに続いて久居寄りの畑でございます。

今の許可申請については事務局のほうから説明をいただいたとおりでございますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

2番、お願いします。

森田委員	<p>36番 森田です。2番、3番について説明を申し上げます。</p> <p>2番、大三でございます、去る14日、事務局2名と地元委員3名で現地確認をさせていただきまして、場所には、国道165号線、_____にぶつかったところに_____があります。この_____から南のほうへ300mぐらいのところは現地でございます、内容については事務局説明のとおりでございます。</p> <p>3番でございます。3番は、会長、部会長、地元委員3名、それから本庁の職員、総合支所の職員と現地確認をさせていただきました。場所は、国道165号線、_____という所がありますが、そこへ入る国道から名張へ向かい_____ぐらいの国道沿い北側でございます。内容につきましては、事務局の説明の通りでございますので、よろしくご審議していただきますようによろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>4番、お願いします。</p>
萩野委員	<p>39番 萩野でございます。14日に確認をさせていただきました、事務局と。場所は、_____の対面側でございますけれども、_____というのがございまして、_____でございますけれども、そこから入りまして約1時間のところで、低い山ですけれども、昔に、田をこのように植林をしてしまいましたので、何とぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。</p>
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>恐れ入ります、11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 高岡、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 一志町高野稲葉_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積288㎡。これにつきましては、譲受人は譲渡人より申請地を譲り受け、建売分譲住宅を建設しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p>

番号2、地区 倭、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 白山町佐田小阪_____番、台帳地目田、現況地目畑、面積307㎡。これにつきましては、譲受人はこれまで譲渡人から申請地を借り受け、畑として耕作していますが、平成14年頃、農地法手続きを行わずに申請地の一部をカーポートとして使用したものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で595㎡、その内容は田でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立会って頂きました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田中委員

31番 田中です。14日に委員2名と事務局2名で現地を確認しました。_____の裏側で、6月に、その畑を承認いただいています。下水道も通っておりますし、用排水路もきちんと整備がされておりますので、問題はないと思われまます。内容については事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

ありがとうございます。2番、お願いします。

森田委員

36番 森田です。去る14日午後、地元委員3名と事務局2名で現地確認をさせていただきました。場所は、_____から大阪へ向かって400m行って、そこから北側150mぐらいのところ場所でございます。内容につきましては事務局説明のとおりでございますので、ご審議していただきますようによろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

よろしいですか。

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員

会許可・賃貸借権)でございます。

番号1、地区 榊原、借り人_____、貸し人_____外5名、申請地 榊原町野崎_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積782㎡外7筆で、合計2,729.28㎡。これにつきましては、借人は貸人より申請地を借受け、コンビニエンスストアを建設しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 太郎生、借人_____、貸人_____、申請地 美杉町太郎生池ノ平_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積2,854㎡。これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を借り受け、出荷調整施設及び農業体験施設を整備しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で5,583.28㎡、その内容は畑でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

堀川委員

29番 堀川でございます。この申請地は_____から_____のほうへ向かう農免道路があります。そして、_____があります、2つの道路がありまして、_____と農免道路が交差して、_____寄りでございます。大体この全面積の4割ぐらひは荒れております。あとは茶畑となっております。茶も荒れておりますけれども、薪の木はきれいに整理して育ててみえまして、隣接地は、特に何もございませんので問題ないかと思ひます。以上でございます。

議長

ありがとうございます。2番、お願いします。

中川委員

38番 中川でございます。11月14日に会長、部会長、また事務局の方々と現地確認をしました。場所は、太郎生の_____があるんですけども、そのすそ野の_____であります。_____さんは、福島県で震災からこちらへ来られて、_____からこちらへ来られて農業をしたいということで、ブルーベリーを主にされることとなっております。説明は事務局のとおりでございます。よろしくご審議お願いします。

守山委員

今の説明、1番も2番も反対ではないんですけども、まず1番のほうから聞きたいんですけども、コンビニエンスストア用地というものは、面積に上限はないのですか。

事務局

コンビニは上限ないです。

守山委員

それと、2番の太郎生の件だけれども、これは畑のままブルーベリーをするのか。

中川委員

畑のままです。

議長

畑というより、山間部の一番頂上。

守山委員	台帳地目は畑のままです。
中川委員	そうそう。
守山委員	なるほど。ありがとう。
議 長	よろしいですか。ほかに何か皆さん方ご意見ありましたら。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。 それでは、お諮りします。 ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号について許可することと決定したいと思います。 引き続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	13ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区 川口、借人_____、貸人_____、申請地 白山町川口関ノ宮_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積278㎡。これにつきましては、借人は現在は他県に住まいをしておりますが、今般、地元に移居するため、父である貸し人の申請地を借り受け、一般個人住宅を建設しようとするものであります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件で278㎡、その内容は田でございます。 当該案件は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
池田委員	35番 池田です。去る14日に、総合支所と地元委員3名で現地を確認してまいりました。場所には、白山総合支所から_____のほうへ向かう県道でございますけれども、約100m行った道沿いでございます。事務局の説明どおり問題がないと。親子ということもありますし、下水道は横にありますので問題は無いということで、ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。
それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。
続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局、説明願います。

事 務 局 14ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 久居、願出者_____、申請地 久居野村町屋敷先_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積87㎡。これにつきましては、申請地には平成元年7月8日、隣接する母屋と一体利用を図る平屋住宅が建設され、現在に至っているものでございます。
非農地証明申請に際しては、当該期日に住宅を新築した家屋登記簿が添付されており、これら物件が確認されますことから、20年が経過していると判断され、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。
以上、件数は1件で87㎡、その内容は畑でございます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただいま事務局より説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。すみません。地元委員のご意見をお願いします。1番。

大井委員 25番 大井です。14日に先般、現地確認に行っていました。場所は_____の東の北側地区、_____があるんですけども、その北側になります。現在、周囲はもう住宅地になっていまして、特に問題ないものと思われまので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 事 務 局	<p>異議なしと認めます。よって、議案第6号について、証明することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。事務局、説明願います。</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございますが、申しわけございません。お配りさせていただきました別紙の集計表に基づきご説明をさせていただきたいと存じます。よろしく願います。一枚のA4横サイズでございます。次の表の一番下の合計欄でご説明を申し上げます。</p> <p>久居地区は25件で65,430.26㎡、その内容は、田62,673㎡、畑2,757.26㎡でございます。</p> <p>次に、一志地区は88件で102,749㎡、その内訳は、田99,150㎡、畑3,599㎡でございます。</p> <p>白山地区は、8件で24,445.99㎡、その内訳は、田22,659.99㎡でございます。</p> <p>美杉地区は、4件で6,820㎡、その内訳は、田5,788㎡、畑1,032㎡でございます。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせまして190,270.99㎡で、畑の集積は9,174.26㎡で、総合計が199,445.25㎡となっております。</p> <p>また、認定農業者への集積状況は51件で、120,322㎡となっており、その件数内訳は、久居地区13件、一志地区36件、白山地区1件、美杉地区1件となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆様のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。</p>
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第7号についてご異議ございませんか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第7号について適正であると認め、市長に進達することにいたします。</p> <p>以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。ありがとうございます。</p>

午後 2 時 4 5 分

上記は、第 1 1 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日

議 長

出席委員

出席委員